

請議案

厚生省官制改正ノ要アリ依テ

厚生省欄號		起案昭和二十年九月三十日	局課受付	第月	行施月	甲乙ノ種別
大臣	局長	主査課長	理事官	月日	月日	判合校
○大臣厚生省官制中改正 議○厚生部林臨時職員 役置改正	○大臣厚生省官制中改正 十月二十日公布勅令第十九号總務課長 十月二十六日公布大二号會計課長	次官	官	月日	月日	行施月
○三、臨時防疫局設置 四、厚生科事務課設置(療案) 五、人口問題研究會設置 六、人畜傳染病監視委員會令改正 七、家畜及禽畜衛生法設置(瘡案)	○三、臨時防疫局設置 十月二十日公布 大二号 ○四、厚生科事務課設置(療案) ○五、人口問題研究會設置 ○六、人畜傳染病監視委員會令改正 ○七、家畜及禽畜衛生法設置(瘡案)	大臣	局長	月日	月日	月日
四 五 號	四 五 號	請議案	審查委員	月日	月日	月日

別紙勅令案を提出入

右閣議 ト 請 ト

年月日

大臣

內閣總理大臣。完。



めくれず

寫

此ノ件關係任官 厚生書記官 財津吉文

厚生大臣 乙第四五號

厚生省官制中改正ノ要アリ依テ別紙勅令案ヲ提出ス

右閣議ヲ請フ

昭和二十年九月二十二日

厚生大臣 松村謙三

内閣總理大臣 横彥王波下

厚生省

一 人口ノ涵養ノ企畫ニ關スル事項
二 武道、體育運動其ノ他體育訓練
ニ關スル事項
三 母性、乳幼兒及兒童ノ保護指導
ニ關スル事項
四 其ノ他人口ノ涵養及健民生活ノ
指導ニ關スル事項ニシテ他ノ主管
ニ屬セザルモノ

第五條第四號乃至第六號ヲ左ノ如ク改
ム
第一款 勤務衛生ニ關スル事項
第二款 救護及救療ニ關スル事項
第三款 職時災害保護ニ關スル事項
第四款 社會福利施設ニ關スル事項
第五款 其ノ他社會事業ニ關スル事項
第六款 住宅ニ關スル事項
第七款 勞政局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌
一 賃金、給料其ノ他勤勞ノ條件ニ
關スル事項
二 勤勞能率ノ増進其ノ他勤勞管理
ニ關スル事項
三 其ノ他勤勞ニ關スル事項ニシテ
他ノ主管ニ屬セザルモノ
第七條ノ二 勤勞局ニ於テハ左ノ事務
ヲ掌ル
一 勤勞ノ需給ニ關スル事項
二 復員等ニ伴フ職業對策ニ關スル
事項
三 職業紹介ニ關スル事項
四 職業指導及職業訓練ニ關スル事項

第九條中「勤労局參與」ヲ「勞政局參與」
ニ、「勤労局」ヲ「勞政局」ニ改ム
第九條ノ二ヲ削ル
附則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

20.10.27 官報

朕厚生省官制中改正ノ件ヲ裁可
シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和二十年十月二十六日
内閣總理大臣 男爵幣原喜重郎
厚生大臣 萩田 純
勅令第六百九號
厚生省官制中左ノ通改正ス
第三條 厚生省ニ左ノ六局ヲ置ク
一 健生局
二 勞政局
三 動勞局
四 保険局
第五條 健民局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌
一 勤務衛生ニ關スル事項
二 勤勞能率ノ増進其ノ他勤勞管理
ニ關スル事項
三 其ノ他勤勞ニ關スル事項ニシテ
他ノ主管ニ屬セザルモノ
第七條ノ二 勤勞局ニ於テハ左ノ事務
ヲ掌ル
一 勤勞ノ需給ニ關スル事項
二 復員等ニ伴フ職業對策ニ關スル
事項
三 職業紹介ニ關スル事項
四 職業指導及職業訓練ニ關スル事項

勅令第六十九號

厚生省官制中左ノ通改正ス

第十二條中第四號ヲ削ル

第三條 厚生省ニ左ノ六局ヲ置ク

健民局

衛生局

社會局

勞務局

勤員局

保險局

厚 生 省

第四條 健民局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 人口ノ涵養ノ企畫ニ關スル事項

二 武道、體育運動其ノ他體育訓練ニ關スル事項

三 母性、乳幼兒及兒童ノ保護指導ニ關スル事項

四 其ノ他人口ノ涵養及健民生活ノ指導ニ關スル事項ニシテ他ノ主管ニ屬セ

ザルモノ

第五條中第四號乃至第六號ヲ左ノ如ク改ム

四 疾病、豫防ニ關スル事項

五 體力管理ニ關スル事項

六 勤勞衛生ニ關スル事項

七 太 其ノ他國民ノ保健ニ關スル事項ニシテ他ノ主管ニ屬セザルモノ

第六條 社會局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 救護及救援ニ關スル事項

二 戰時災害保護ニ關スル事項

三 社會福利施設ニ關スル事項

四 其ノ他社會事業ニ關スル事項

五 住宅ニ關スル事項

第七條 勞政 勤勞局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 賃金、給料其ノ他勤勞ノ條件ニ關スル事項

二 勤労能率ノ增進其ノ他勤勞管理ニ關スル事項

三 其ノ他勤勞ニ關スル事項ニシテ他ノ主管ニ屬セザルモノ

厚 生 省

第七條ノ二 勤勞 德鼠局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 勤勞ノ需給ニ關スル事項

二 復員等ニ伴フ職業對策ニ關スル事項

三 職業紹介ニ關スル事項

四 職業指導及職業訓練ニ關スル事項

第九條中「勤勞局參與」ヲ「勞政局參與」ニ、「勤勞局」ヲ「勞政局」ニ改ム
第九條イニヲ削抹消ハズ

第十三條中「四十二人」ヲ「四十七人」ニ改ム
抹消

第十條中「一千百二十一人」ヲ「一千百二十三人」ニ改ム

第十七條中「十五人」ヲ「二十人」ニ改ム

第二十三條 厚生省ニ産業安全研究所ヲ置キ工場事業場ニ於ケル災害豫防ニ關

以下

オル技術者ノ養成訓練ヲ事ラシム

産業安全研究所ニ所長ヲ置キ技術ヲ以テ之ニ充ツ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス(扶桑公議)

(以下は消入)
本令施行ノ際現ニ厚生省研究所職員ノ職ニ在リテ厚生省研究所産業安全部ニ属
ネル者別ニ特令ヲ蒙セラレザルトキハ厚生省研究所技術ハ厚生技術ニト厚生省
研究所技術ハ厚生技术ニ同官等俸給又ハ現ニ受タル俸給額ニ相當スル級俸ヲ以
テ任ゼラレタルモノトス

前項ノ規定ハ文官任用ノ資格ニ關スル規定ノ適用ヲ妨ゲズ

厚 生 省

理由

終戦ニ伴フ復員及戰災者等ノ厚生ニ關スル施策ノ萬全ヲ期スル爲之ガ行政機構
ヲ整備スル事ノ要アルニ依ル

厚生省

府政國帶本日大

勅令第 號

厚生省官制中左ノ通改正ス

第三條 厚生省ニ左ノ六局ヲ置ク

健民局

衛生局

社會局

勞政局

勤勞局

保險局

第四條 健民局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
一 人口ノ涵養ノ企畫ニ關スル事項

二 武道、體育運動其ノ他體育訓練ニ關スル事項

三 母性、乳幼兒及兒童ノ保護指導ニ關スル事項

四 其ノ他人口ノ涵養及健民生活ノ指導ニ關スル事項ニシテ他ノ主管ニ屬セザル

モノ

第五條中第四號乃至第六號ヲ左ノ如ク改ム

- 四 疾病ノ豫防ニ關スル事項
- 五 體力管理ニ關スル事項
- 六 勤勞衛生ニ關スル事項

七 其ノ他國民ノ保健ニ關スル事項ニシテ他ノ主管ニ屬セザルモノ

第六條 社會局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 救護及救援ニ關スル事項
- 二 戰時災害保護ニ關スル事項
- 三 社會福利施設ニ關スル事項
- 四 其ノ他社會事業ニ關スル事項
- 五 住宅ニ關スル事項

第七條 勞政局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 賃金、給料其ノ他勤勞ノ條件ニ關スル事項
- 二 勤勞能率ノ增進其ノ他勤勞管理ニ關スル事項

府政國帶本日大

- 三 其ノ他動労ニ關スル事項ニシテ他ノ主管ニ屬セザルモノ
第七條ノ二 動労局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
一 動労ノ需給ニ關スル事項
二 復員等ニ伴フ職業對策ニ關スル事項
三 職業紹介ニ關スル事項
四 職業指導及職業訓練ニ關スル事項
第九條中「動労局參與」ヲ「勞政局參與」ニ、「動労局」ヲ「勞政局」ニ改ム
第九條ノ二ヲ削ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

裏面白紙

理由

終戦ニ伴フ復員及戰災者等ノ厚生ニ關スル施策ノ萬全ヲ期スル爲之ガ行政機構ヲ整備スル等ノ要アルニ依ル

裏面白紙

(臨時厚生省ニ臨時防疫局ヲ設置スルノ件)

勅令第 號

第一條 大東亞戦争ノ終結ニ伴フ検疫並ニ急性傳染病ノ豫防及性病ニ關スル事務ヲ
掌ラシムル爲臨時厚生省ニ臨時防疫局ヲ置ク。

第二條 局長ハ技監ヲシテ之ヲ兼ネシムルモノトス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

裏面白紙

402

由理

復員ニ伴フ検疫、防疫等ニ關スル施策ノ萬全ヲ期スル爲之ガ行政機構ヲ整備スルノ要

アルニ依ル

大日本帝國政府

勅令第

號

厚生省官制中左ノ通改正又

第二條中第四號ヲ削ル

第三條 厚生省ニ左ノ六局ヲ置ク

勞動局
社會局
衛生局
健民局

復員局

第四條 健民局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 人口・涵養ノ企畫ニ關スル事項
- 二 武道・體育運動其・他體育訓練ニ關スル事項
- 三 母性・乳幼兒及兒童・保護指導ニ關スル事項
- 四 其・他人口・涵養及健民生活・指導ニ關スル事項ニシテ他ノ

大日本帝國政府

裏面白紙

404

第五條 第四號乃至第六號ヲ左ノ如ク改ム

主管ニ屬セザルモノ

第五五病豫防體力管理關スル事項
第六條 其ノ他國民ノ保健ニ關スル事項ニシテ他ノ主管ニ屬セザルモノ

第六六方衛生周々ニ關スル事項

第六七救護及救療ニ關スル事項

第六八社會局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

第六九社會福利施設ニ關スル事項

第六十其他社會事業ニ關スル事項

第六十一住宅ニ關スル事項

第六十二賃金、給料其ノ他勤勞ノ條件ニ關スル事項

第六十三勤効能率ノ増進其ノ他勤勞管理ニ關スル事項

第六十四其他勤勞ニ關スル事項ニシテ他ノ主管ニ屬セザルモノ

大日本帝國政府

増
大日本帝國政府

第七條ノ二 ~~復業局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル~~

一 動労ニ需給ニ關スル事項

二 復員等ニ伴フ職業對策ニ關スル事項

三 職業紹介ニ關スル事項

~~第九條~~

~~職業指導及職業訓練ニ關スル事項~~

~~第九條~~

~~中務省局外興業、コラム局參照~~

~~(新規開拓)~~

~~労務局、労政局ニ改ム~~

~~第十九條~~

~~職業指導及職業訓練ニ關スル事項~~

~~第十九條~~

~~中務省局外興業、コラム局參照~~

~~(新規開拓)~~

~~労務局、労政局ニ改ム~~

本令ハ公布ノ日ヨリ乙ヲ施行ス

本令施行ニ際現ニ厚生省研究所職員ノ職ニ在リテ厚生省研究所産業安

大日本帝国政府

裏面白紙

全部ニ屬スル者別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ厚生省研究所技師ハ厚生技師ニ連坐者研究所技手ハ厚生技手ニ同官等俸給又ハ現ニ受ケル俸給額ニ相當スル級俸ヲ以テ任ゼラレタルモノトス

前項ノ規定ハ文官任用ノ資格ニ端スル規定ノ適用ヲ妨ゲズ